

一般社団法人 北海道ケアマネジメントサポートリンク
相談支援事業所 さにーさいど

重要事項説明書

様に対する相談支援の提供にあたり、社会福祉法第76条及び第77条、「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条並びに「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. ご利用する事業所の概要

ご利用する事業所の名称	相談支援事業所 さにーさいど
指 定 番 号	障害者総合支援法 0130203706 児童福祉法 0170203533
所 在 地	札幌市北区北10条西4丁目1番地 SCビル2階
電 話 番 号	011-594-8357
通常の事業の実施区域	札幌市全域・石狩市及び北広島市
管 理 者	森本 俊二

2. ご利用事業所の職員体制

事業者の職種	員数	資格	勤務体制
管 理 者	1名	相談支援専門員	常勤兼務 1名
相談支援専門員	1名	相談支援専門員	常勤兼務 1名

3. 営業時間

営業日	月～金曜日。土・日・祝祭日休み 12月29日～1月4日休み
営業時間	午前9時30分～午後5時30分。 (営業日・営業時間以外は、転送携帯電話で対応可能)

4. 運営方針

- 1) 事業は、利用者（児）の意思人格を尊重し、常に当該利用者（児）の立場に立って行うものとする。
- 2) 事業は、利用者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができ

るように配慮して行うものとする。

- 3) 事業は、利用者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な、保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しておこなうものとする。
- 4) 事業は、利用者（児）に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス等を行うものに不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 5) 事業の運営に当たっては、市町村等、医療機関、障害福祉サービス事業又は障害児通所支援事業を行う者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等との連携を図り地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
- 6) 事業は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めるものとする。
- 7) 事業の運営に当たっては、自らその提供する相談支援サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 8) 事業の運営に当たっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 9) 指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めるものとする。

5. サービス概要

1) サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成、モニタリング（計画の変更）の流れ

① サービスの提供方法等についての説明

サービスの提供に当たっては、その内容を利用者及びご家族に対して丁寧に説明します。

② アセスメントの実施

面談等により利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の状況を評価し、利用者の希望する生活や自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で

解決すべき課題を把握します。

③サービス等利用計画案等の作成

アセスメントに基づきサービス等利用計画案等を作成し、その内容について説明します（計画案には利用者の同意の署名をいただきます）。

④サービス担当者会議の開催

支給決定等が行われたら、支援にあたる福祉サービスの担当者等の関係者を招集してサービス担当者会議を開催します。サービス等利用計画案等の内容について説明を行うとともに、担当者からの専門的な意見を求めます。

⑤サービス等利用計画等の作成

担当者会議での意見をもとにサービス等利用計画等を作成し、その内容について説明します（計画書には利用者の同意の署名をいただきます）。また、作成したサービス等利用計画等を利用者及び担当者に交付します。

⑥モニタリングの実施

サービス等利用計画等の作成後、その実施状況を把握し、必要に応じてサービス等利用計画等の変更をします。

2) 障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をします。

6. 利用料及びその他の費用について

1) 利用料

指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて市町村から受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。事業所は厚生労働大臣が定める基準額を支給決定市町村より代理受領します。

2) その他の費用

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。

7. サービスに関する苦情相談窓口

1) 当事業所が提供している指定計画相談支援及び指定障害児相談支援事業の各サービスについてのご相談・ご苦情を下記窓口にて承ります。

【ご利用者相談窓口】

一般社団法人北海道ケアマネジメントサポートリンク

相談支援事業所 さにーさいど 担当：管理者 森本 俊二

●電話：011-594-8357

●面談場所 札幌市北区北10条西4丁目1 SCビル2階

2) 当事業者以外に、道、市役所、区役所、国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ①札幌市役所（札幌市民の方） | 011-211-2938（障がい福祉課） |
| ②石狩市役所（石狩市民の方） | 0133-72-3194（障がい福祉課） |
| ③北広島市役所（北広島市民の方） | 011-372-3311（福祉課） |
| ④高齢者・障がい者あんしん支援センター | 011-632-7355 |
| ⑤北海道国民健康保険団体連合会 | 011-231-5161（苦情処理担当） |

2) 苦情受付手順は次のとおりです。

- ①相談担当者（管理者）は、苦情があった場合には、速やかに、苦情申し立て者への訪問、関係職員に対する調査等の適切な方法により、当該苦情に係る事実の把握を行います。
- ②相談担当者は必要に応じて、関係職員と検討会議を行う等して、対応方法及び改善に向けての措置を講じます。また、具体的な対応をできるだけ迅速かつ適切に構ずるよう努めます。
- ③サービス事業者に関する苦情については、当核サービス事業者に対し、苦情の趣旨等を連絡し、必要に応じて対応結果の報告を求めます。
- ④苦情の内容及び対応等の措置の内容についての記録を作成し、サービスの質の向上や再発防止に活用します。また、当該記録は5年間保存します。

8. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。
 - ・虐待防止に関する責任者 管理者・森本 俊二
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等障がい児者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸

費用は、利用者の負担となります。) 保存期間は、指定計画相談支援サービスを
提供した日から5年間です。

なお、本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- ①福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ②サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- ③アセスメントの記録
- ④サービス担当者会議等の記録
- ⑤モニタリング結果の記録
- ⑥関係機関からの情報提供に関する記録
- ⑦契約書・重要事項説明書
- ⑧利用者負担に関する関係書類
- ⑨利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- ⑩利用者からの苦情内容等の記録
- ⑪事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

10. 秘密保持

事業所は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する
秘密・個人情報については、「個人情報保護に関する法律」やガイドランに基づ
き適正に保護します。またあらかじめ文章にて了解を得た場合、もしくはご利用
者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を
除いて、契約中及び契約終了後第三者に漏らすことはありません。

11. 緊急時及び事故発生時の対応方法

緊急時及び事故発生時にあたっては、ご利用者の主治医又は事業者の協力医
療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、ご家族、登録されてい
る緊急連絡先に連絡し、市町村へも報告します。また事業所内において、その
内容を事故報告書に記載し再発防止に役立てます。

12. 損害賠償

当事業者の提供する居宅介護サービスにおいて事故が発生し、当事業者の責
にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事
業所は、損害賠償保険に加入しております。

13. 加入している損害賠償保険

居宅介護支援事業所賠償責任保険（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）

この説明についての同意は、サービスの主たる対象者が児童（18歳未満）の場合は保護者（支給決定を受けている者）となります。18歳以上20歳未満の未成年者の場合は、当該利用者本人となりますが、法定代理人（通常は親権者）の同意が必要です。また、成年後見人又は未成年後見人が選定されている場合は、当該後見人が説明の同意をすることになります。

上記の説明を証するため、本書2通を作成しご利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有します。

同意年月日

令和 年 月 日

指定一般相談支援サービスの提供に際し、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 札幌市北区北10条西4丁目1番地 SCビル2階
名称 一般社団法人北海道ケアマネジメントサポートリンク
相談支援事業所 さにーさいど

説明者 職名： _____

氏名： _____

私は、本書面に基づいて事業者から指定一般相談支援についての重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意します。

利用者 住所： _____

氏名： _____

後見人・親権者 住所： _____

氏名： _____